

# 業務指示書

## カンボジア国シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月13日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月18日までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( )認めません。

( )認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( )者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( )協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾開発事業にかかる各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境社会配慮】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

- 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
  - (1) 期限： 2016年1月22日 12時
  - (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
  - (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。  
( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.030 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期：  
～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：  
1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)  
( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。  
( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。  
a) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。  
b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。  
c) 電話会議  
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。  
業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。  
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画  
港湾施設設計  
環境社会配慮

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、 2016年2月9日(火) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»調達ガイドライン コンサルタント等の調達»コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
カンボジア国シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／港湾計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

カンボジアは、国際港湾としてシハヌークビル港（以下、「本港」という。）とプノンペン港を有している。プノンペン港は河川港のため貨物取扱量に制約があり、同国唯一の大水深港である本港が大型/コンテナ船による貨物のほぼ全量を取扱う主要港である。

本港におけるコンテナ貨物の取扱量は、縫製品産業の伸長をはじめとする同国の堅調な経済成長に支えられ、2009年以降の5年間で年平均10%増加しており、2014年は前年比17%増とそのペースは加速している。日本が過去、円借款事業で修復、拡張を支援した本港のコンテナ貨物取扱能力は既に逼迫しており（取扱能力35万TEU、2014年実績33万TEU）、運営を担うシハヌークビル港湾公社は、クレーンの増設及びオフドックヤードの整備により短期的な対策を実施する予定であるが、伸び続ける需要に対し、2020年前後には既存コンテナターミナルの容量が限界に近づくことが見込まれている。また、カンボジアは過去10年間に亘り、年平均約7%超の安定した実質GDP成長率を記録しており、2015年のASEAN経済統合後は、域内における経済活動がさらに活発化することが予想される。

これらの背景を踏まえ、シハヌークビル港において、新たにコンテナターミナル及び付随する施設の整備が円借款事業「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」（以下、「本事業」という。）として計画されている。

我が国はこれまで本港に対して継続的な支援を実施しており、現在、円借款事業「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」（2009-2017予定）及び（有償）円借款附帯プロジェクト「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」（2013-2016）を実施中である。また「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」（2011-2012）ではシハヌークビル港がプノンペン港や周辺国の港湾に対して競争力を強化するための種々の方策が提案されており、その中には本事業も含まれている。

本調査は、JICA及びシハヌークビル港湾公社との間で2015年12月に署名された協議事録で合意した議事録を基に実施するものである。また、シハヌークビル港湾公社は、本事業にかかるプレ・フィージビリティ調査（以下プレF/S）を実施しており、これらを十分に参照・活用したうえでカンボジア公共事業運輸省からJICAへの協力準備調査要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、わが国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 本事業の概要

#### （1）事業名

シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業

#### （2）事業目的

本事業は、カンボジア唯一の大水深港であるシハヌークビル港において、新コンテナターミナル整備を通じて本港の貨物取扱能力を向上させることにより、物流機能の強化を図り、もって同国における貿易促進及び経済社会発展に寄与するもの。

#### （3）事業概要

シハヌークビル港において、新たにコンテナターミナル及び関連施設整備を行うもの。想定される具体的な施設及び機材は以下のとおり。

- ① コンテナターミナル・バースの整備（約19ha）
- ② アクセス道路の整備

- ③ 航路・泊地の浚渫
- ④ 機材（ガントリークレーン等）の調達
- ⑤ 管理棟、整備棟の建設
- ⑥ コンサルティング・サービス

#### （4）対象地域

シハヌークビル特別市、シハヌークビル港

#### （5）実施機関

##### 1) カウンターパート機関

シハヌークビル港湾公社 (Port Authority of Sihanoukville : PAS)

##### 2) 関係機関

公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport)

経済財政省 (Ministry of Economy and Finance)

#### （6）本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・シハヌークヴィル港緊急リハビリ事業（有償、1999年～2006年）
- ・シハヌークヴィル港緊急拡張事業（有償、2004年～2010年）
- ・シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（有償、2007年～2012年）
- ・シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業（有償、2009年～）
- ・シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト（技協、2011年～2012年）
- ・シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト  
(有償円借附帯プロ、2013年～2016年)
- ・電子海図策定支援プロジェクト（技協、2013年～2016年）

### 3. 調査の目的

本事業について、背景、目的及び内容を精査し、必要性を検討する。また、必要性が確認された上で、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 調査業務の範囲

本件調査は、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査内容」に述べる内容の調査を実施して、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方機関等へ説明・協議の上、提出するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### （1）JICAの円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査が実施される際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で検討・策定した事項がカンボジア関係機関への一方的な提案とならないように、カンボジア政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内

容とする。ただし、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、カンボジア政府関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるものとして誤解を与えないよう留意する。

## （2）審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果のとりまとめに際して、調査を担当するコンサルタントに対して基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施体制
- ④ 操業・運営／維持管理体制
- ⑤ 運用・効果指標

## （3）各関係機関との協力体制

本調査は PAS を主なカウンターパートとして実施するものの、本業務の関係機関は、公共事業運輸省、経済財政省、地元自治体など多岐にわたることから関係機関と協力しながら調査を進める必要がある。

## （4）既存資料の最大限の活用と実施中案件との協調について

本調査の実施に際しては、開発計画調査型技術協力「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」（2011～2012年）やプレF/Sなど既存の報告書等を最大限活用した上で、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行うことが求められる。

また、PAS に派遣中の JICA 専門家とは密に情報交換・意見交換を行い、調査・分析に際しては十分に参考とすること。

## （5）運営・維持管理及び PPP

本港湾に関しては複数の本邦企業がその運営権の取得に関心を示している。かかる背景を踏まえ、官民連携パートナーシップ（以下「PPP」）実現可能性分析を実施する。ただし PAS は運営権の民間委託に慎重な姿勢であることから、その意向も十分に確認しつつ、民間企業の技術を活用して効率的な運営を実現するための施策を提案する。

## （6）アクセス道路の整備（既存ターミナル入口ゲート周辺道路の渋滞への対応及び新コンテナターミナルへのアクセス道路の整備）

既存のコンテナターミナルに関連して、貨物車両が集中することによる港入口ゲート付近の交通渋滞が周辺地域へ影響を及ぼしている。新コンテナターミナルは物理的な位置関係から既存ターミナルとは別の入口を設けることとなると想定されるが、新ターミナルへつながる道路は片側一車線で運用開始後に同様の渋滞を引き起こす可能性が高い。かかる港湾周辺部での渋滞の緩和及び新コンテナターミナルが効果的に機能するためのアクセス道路整備のために可能な方策を検討・提言する。

## (7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。本事業はPASの所有地内で実施することから基本的には住民移転は想定されていないが、アクセス道路の整備のために既存道路の拡幅が必要になる可能性があることや、港湾内の本事業の候補地の近くに漁業を営む住民が多数存在していることから、調査の序盤に、工事期間中及び工事完了後の対象住民への影響も慎重に確認したうえで、住民移転の必要性を確認し必要に応じて簡易住民移転計画書等の作成を支援すること。また、補償や支援が必要と考えられる場合には、具体案をPASに提案し、その実施を支援する。調査の結果によりカテゴリ一分類の見直しも行い、それに伴う業務増加により契約変更を行う可能性もある。本事業により直ちに住民移転が必要ないと判断される場合でも、将来的な港の拡張を考慮するにいずれ住民移転が必要と判断される場合は、中長期的な対策についても提案することとする。住民移転が必要な場合には、ジェンダー視点に立った社会調査や住民移転計画支援を実施し、その結果を報告書に含めること。また、事業実施中及び事業後の対象住民への影響を最小化するための工夫を行い、施設設計・事業計画に反映させること。土砂の沖捨ての場合は、環境面に影響が生じる可能性があるため、その点に十分留意して調査を実施すること。

## (8) JICA ファクトファインディングミッションとの連携

JICAは、実施機関に対するドラフト・ファイナル・レポートの説明後（2016年11月頃）にファクトファインディングミッションの派遣を検討している。同ミッションの求めに応じて本事業に関する情報を提供すること。

## 6. 調査内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の手順で実施するものとする。なお、より効率的・効果的と考えられる調査工程がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

### (1) 事前準備（国内作業）

カンボジア国の社会経済指標、貿易及び産業の動向、主要な開発計画及び本港に関連する既存の調査報告書等についてレビュー・分析を行い、現地調査での作業内容、重点項目を把握する。また、本調査において必要となるデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料及び関係機関に確認・質問する必要がある事項についてとりまとめる。既往調査報告書として、後述の貸与資料及び参考資料を参照し、内容を十分に把握する。その他、必要と想定される既存資料について内容を確認する。

また、JICAとの間で打ち合わせ等を行い、円借款案件形成に向けたJICAの方針、留意事項、概算事業費積算にあたっての留意事項、想定される円借款の供与条件等を確認する。

### (2) インセプション・レポート(IC/R)の作成・協議

事前準備における検討を踏まえて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（調査方法、

工程、調査精度等)等を検討し、調査全般の作業項目及び作業分担を明示した IC/R を取りまとめる。本レポートは調査全体を総覧するものであり、関係機関に広く配布・説明・協議するものであることを念頭に置き取りまとめる。

実施機関及び関係機関に IC/R を提出し説明のうえ同意を得る。協議結果は議事録としてまとめる。また、説明に際しては、簡潔で明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫する(以降の各説明・協議においても同様)。

### (3) 事業の背景と必要性・妥当性の確認

本港のコンテナ貨物取扱能力拡張の必要性・妥当性について検討する。本事業の必要性を判断するため、カンボジア国の全体計画、将来の需要予測、既存施設の整備状況及び拡張可能性等から検証を行う。

#### 1) 本事業の必要性の確認

カンボジアにおける港湾セクターの現状、開発政策、開発実績、課題等を踏まえて本事業の位置付け及び必要性を確認する。具体的には「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」(2011~2012年)にて調査した内容について、特に本港と競合・補完関係にあると考えられるプノンペン港についても直近の状況及び環境変化の有無等を確認したうえで分析する。

#### 2) カンボジア国及び周辺諸国における物流・海運動向の分析

カンボジア国及び周辺諸国地域を巡る物流の動向として、既存データを活用しつつ、主要品目あるいは貨物タイプ(コンテナ、一般雑貨、バルク等)について大まかな発着地とその輸送ルート並びに貨物量を把握し分析する。本港発着の物流について、主要品目あるいは貨物タイプについてハブ/フィーダー輸送を含む主な輸送ルート、船会社、船型等について把握し分析する。特にコンテナ貨物については現地の物流会社や事業会社からのヒアリング等を通じて輸出及び輸入それぞれの仕向先もしくは仕向元ごとの主要品目について確認する。

#### 3) シハヌークビル港における将来需要予測

2040年までのシハヌークビル港の貨物需要を予測する。

#### 4) 既存施設の整備状況確認

本港の既存施設の整備状況とその拡張可能性について確認し、新コンテナターミナルの整備に伴い、新增設が必要となる設備について確認する。

#### 5) 短期～超長期の開発計画の検討

本調査における最新の需要推計結果、社会配慮調査結果、PAS の財務状況及び見通し等を踏まえ、「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」(2011~2012年)等をレビューし、超長期、2030年、2030年以前で港湾の利用状況が変化すると考えられる時点(多目的ターミナル供用開始後、新コンテナターミナル(本事業)供用開始後等)の各時点における基本施設配置計画(アクセス道路の整備計画含む)、各ターミナルの貨物取扱能力、貨物の割り付け等を検討する。

## 6) 電力計画の確認

調査対象地域における電力供給は、カンボジア電力公社（Electricité du Cambodge）が担当している。PAS は既に電力供給業者のライセンスを得ており、PAS が今後直営で工事を行うということであるが、電力調達状況について確認し、施設・機材の運営上、コスト・供給電力量ともに問題がないことを確認する。

## (4) サイト状況調査

### 1) 自然条件調査（地形、地質、水質、深浅、底質）

自然条件に関して必要な調査を行う。調査仕様は別紙 2 のとおりとする。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案する。また、これらの調査の実施に当たり、現地再委託を可とする。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意する。

### 2) 環境影響調査（環境関連法令、規制及び公衆衛生等）

本事業を実施するにあたり、環境関連法令、規制及び公衆衛生等について情報収集及び分析を行う。また、これらの調査実施に当たり、現地再委託を可とする。

### 3) 社会配慮調査

本事業を実施するにあたり、社会配慮等について情報収集及び分析を行う。また、これらの調査実施に当たり、現地再委託を可とする。

## (5) 国際港湾施設に求められる保安基準への対応状況の確認と対策の検討

「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」などの国際港湾施設が準拠すべき条約や基準について、批准の有無及びカンボジア国内法上の規定を確認した上で、シハヌークビル港の現状について検証する。現状及び本事業に対して対策が必要である場合は、その具体案を提案するとともに本事業のスコープに含めることを検討する。また、本港がこれらの条約や基準に対応しない場合、船会社から敬遠されるなど、競争力低下の原因となる可能性について調査する。

## (6) 施設の概略設計

円借款を念頭においていた事業実施計画案を作成するために必要な精度で、「2. 本事業の概要」の「(3) 事業概要」に記載のある概略設計を行う。

### 1) 事業範囲の明確化

調査結果及び実施機関との協議を踏まえ、事業の目的及びスコープを検討する。

### 2) 計画・設計の基本方針

サイト状況調査で検討する自然条件やインフラ・現地建設事情、荷役方式、荷役機械の効率・スペック、施工後の維持管理に加え、運営体制等を踏まえた上で、対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

### 3) 施設設計

施設規模、基礎インフラ整備、関連インフラ整備について計画する。

### 4) 本事業実施に必要な許認可、法制度、用地取得有無、有る場合の手続き等の確認を行う。

#### (7) 本邦技術の比較優位及び本事業への適用の検討

本事業に関連する、機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術の活用の可能性について検討する。必要に応じて日本企業へのヒアリングも実施しつつ、日本企業が国際的に比較優位を有している港湾施設にかかる設備、機材及び工法を特定する。技術的妥当性、費用対効果が認められる場合には、JICAと協議の上、PASに対して積極的に採用を働きかけ、活用可能性についてカンボジア関係機関とも十分に協議・調整を行うこと。その上で、適用可能なものは設計仕様に含めることとする。

なお、本件にかかる提案については、ファイナル・レポートには技術の概要のみを記載することとし、企業から収集したデータについては、別紙1のフォーマットを活用しながら、当該技術を有する本邦企業や本邦技術の比較優位性等、詳細情報についてとりまとめ、JICAに別途提出することとする。

#### (8) 事業スキームの検討（PPP事業の実現可能性分析）

港湾に関しては複数の本邦企業がその運営権の取得に関心を示している。こうした背景を踏まえ、本港湾に関連してありうる PPP のあり方について検討する。その際、円借款事業で整備し PAS が直営で実施する場合と、港湾 PPP 事業の一般的な形態を比較し、プロコンを検討すること。また日本企業が運営参画しやすい環境整備のための施策及び、JICAの支援可能性等について検討・提案する。

#### (9) 運営・維持管理計画の検討

PAS の技術水準を確認の上、事業実施により建設される施設の運転、維持管理体制や PAS の財務状況の確認、見通しを検討し、以下の項目に留意した実施体制を提案する。なお、確認の際には、実施中の技術協力プロジェクト専門家や既存の調査資料等から可能な限り情報収集し、作業の効率化を図る。

- ・既存港湾施設の管理状況、体制、能力
- ・新コンテナターミナルの建設により必要となる PAS の組織体制の改編
- ・職員の配置、人材育成の計画
- ・運転コストの縮減策、維持管理の効率化

#### (10) PAS の財務分析

円借款の借入人はカンボジア王国政府となるが、PAS に転貸されることになるため、PAS の財務状況及び法規制について情報を収集の上、借入金の返済及び将来の更なる設備投資のための資金確保を考慮した PAS が許容可能な転貸条件の検討を行うこと。また、PAS が株式公開した場合を想定して適切な配当政策も提案すること。

- 1) PAS の財務持続可能性に関して、特徴・課題を把握する。
- 2) 本事業のプロジェクトライフ終了後までの財務予想をモデルに纏める。
- 3) 新規設備投資計画案及び JICA の提示する融資条件案を踏まえて、複数の転貸条件を検討し、財務諸表に与える影響を比較して債務負担能力を検証する。
- 4) 株式公開した場合を想定し、複数の配当政策案を検討して財務諸表に与える影響を検証する。
- 5) 転貸条件、配当政策、財務持続性のための提言をとりまとめる。

#### (11) 環境社会配慮調査

- 1) 本調査は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(以下、JICA 環境ガイドライン) (2010 年 4 月公布)において環境カテゴリ B と分類されている。現時点で大規模な住民移転は想定されていないが、調査の序盤に、本事業の実施に伴う近隣住民への影響を確認し、必要に応じてカテゴリ一分類見直しや簡易住民移転計画等の作成支援を行う。また、カンボジアにおいては環境社会配慮関連の各種法制度を整備中であることから、これらの動向に留意のうえ、必要に応じてカンボジア内の法制度に沿って事業認可を取得できるよう、実施機関を支援する。また、カンボジアの基準上、本事業は EIA 作成が必要なためこれを支援する。
- 2) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成
  - (ア) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。
    - (イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
      - ① ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
      - ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
        - i. 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
        - ii. JICA 環境ガイドラインとの乖離
        - iii. 関係機関の役割
      - ③ スコーピングの実施
      - ④ 影響の予測
      - ⑤ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
      - ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
      - ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）(案)の作成
      - ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
      - ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）
- 3) 簡易住民移転計画の作成支援
  - (ア) JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住

民移転計画案に含まれるべき内容は、以下（ア）～（ス）の通り。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ① 用地取得・住民移転の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- ⑬ ステークホルダー協議の開催支援

#### （12）インテリム・レポート（IT/R）の作成・説明・協議

これまでの調査結果をまとめた IT/R を作成する。実施機関及び関係機関に説明を行い、協議を通して先方の同意を得る。

#### （13）概算事業費の算定

本事業の概算事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概算事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて、内貨・外貨に区分して積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。

- （ア） 本体事業費（環境社会影響の緩和策及び用地取得・住民移転に係る費用を含む）
  - （イ） 本体事業費に関するプライスエスカレーション
  - （ウ） 本体事業費に関する予備費
  - （エ） 建中金利
  - （オ） フロント・エンド・フィー
  - （カ） コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
  - （キ） その他 1（融資非適格項目）
    - ・ 用地補償等

- ・ 関税・税金
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

(ク) その他2

- ・ 完成後の運営維持管理費
- ・ 初期運転資金
- ・ 移転地整備にかかる費用
- ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に要する費用
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

## 2) 概略事業費の算出様式

概略事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、概略事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

本業務にあたって設計及び積算を行うにあたっては、JICA 作成の「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（2009 年 3 月）を参照すること。マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関する成果品（図面、設計総括表、積算総括表など）の作成を行い、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## 4) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、JICA と協議し、別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する

### （14）施工計画の策定

現地の自然環境、地盤、交通事情等に配慮した上で、施工計画を策定する。工事に際し、環境に配慮した施工となること、及び本邦企業の参入を促すことについても留意する。また、特に工事中の周辺住民への影響が最小限となるよう確認・配慮し、施工計画に反映させる。

- 1) 施工監理方針
- 2) 施工上の留意事項
- 3) 施工区分（先方負担工事との区分）
- 4) 施工監理計画
- 5) 資機材等調達計画
- 6) 実施工程

## (15) 事業実施計画の策定

### 1) 資金調達計画の検討

外貨・内貨構成を含む資金計画、支出計画を暦年毎に策定する。円借款対象部分は非適格項目を除く事業費の100%が上限となる。借款対象外部分の資金調達についても検討する。

### 2) 事業実施スケジュール

- (ア) 事業実施スケジュールを策定する。コンポーネントごとのスケジュールをバーチャートで作成する。また、各コンポーネントの詳細設計、入札書類作成、事前資格審査(PQ)、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きのブレークダウン(ショートリスト・招請状・TOR作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結)も分かるようにすることとし、カンボジア政府側の同意申請及びJICAの同意等にかかる期間も踏まえて作成することとする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。
- (イ) 事業実施スケジュールの作成に際しては、事業実施中の取扱貨物の増加及び工事の進捗に応じた港湾全体の利用計画を明確にする。
- (ウ) 遅延なく円滑に事業を進めるために、円借款事業締結後に実施機関及び関係機関が対応すべき実施項目を一覧表にまとめて、実施部署、実施期限、実施の確認手段をまとめたアクションプランを作成する。

### 3) 調達計画

- (ア) 事業の実施に必要となる資機材やサービスの調達に関する現地国内法規や円借款の付帯条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、パッケージ分け・入札方法・入札書類選択を含む調達方法を提案する。各パッケージのスケジュールについて、PQ書類作成、PQ評価、入札書類作成、入札評価、契約のターゲット期日を明確化する。但し、小規模の入札や入札以外の方法をとる場合については、工事の進捗に合わせて決定するため、詳細なスケジュールを記載する必要はないが、調達の考え方を明確にする。
- (イ) 事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工管理、環境社会配慮)の内容とその規模(M/M)について、計画する。計画作成にあたり、留意事項とひな形は別途JICAより提示するので、その指示に従うこと。
- (ウ) コンサルタントについては、ショートリストの作成方法を明確化すると共に、TOR・ショートリスト・選定書類作成、プロポーザル評価、契約のターゲット期日を明確化する。
- (エ) 事業実施に際し、以下の項目を含む調達方法のあり方について考え方を整理し、「調達方法の留意事項」として別途JICAに提出する。
- i) カンボジアにおける当該類似業務の調達事情  
・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情  
・現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)の一般状況

- ・現地施工業者の一般事情
- ii) 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- iii) コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultants の採否
  - ・「質に基づく選定（QBS : Quality-Based Selection）」、「質及びコストに基づく選定（QCBS : Quality- and Cost-Based Selection）」の採否等
- iv) 施工業者の選定方針
  - ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・LCB : Local Competitive Bid の採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

#### 4) 事業実施体制

事業実施機関の組織体制（事業における役割、組織図、人員構成、各事業コンポーネントの実施担当機関・部署）、技術面・財務面の実施能力（十分でない場合は必要な能力向上の方策）等を確認し、適切な事業の実施体制を提案する。

#### 5) その他配慮事項

上記の他、事業の実施に際して社会開発促進の観点から配慮すべきと考えられる内容（ジェンダー、貧困、エイズ等感染症対策、参加型開発等）について、必要あれば検討し、提言を行う。

#### (16) 安全管理

本調査では、安全対策にかかるカンボジア及びPASの法律・基準を確認するとともに、PASに対してODA建設工事安全管理ガイドラインに係る概要説明を行い、初期段階での情報収集および相手国政府への理解促進を図る。Safety Control System Checklist（フォーマットは別途JICAが指定）を作成する。施工監理を含む業務に従事するコンサルタントの選定に関しては、コンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）第3.02条に従い、QBSが選定方法として採用されるよう、借入人・実施機関と協議する。

#### (17) 事業効果の検討、経済・財務分析

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値とともに事業完成の約2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案を行う。

また、本事業の財務計画・資金計画に基づき、EIRR及びFIRRを積算する。IRRの算出にあたっては、計算根拠を明らかにするとともに、算出に使用した計算シート（Microsoft Excel電子データ）をバックデータとしてJICAに提出する。

#### (18) 技術支援の必要性の有無と内容の検討

本事業で整備するコンテナターミナルの運営・維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要

性が認められた場合は、その内容を検討する。

#### (19) ジェンダー主流化ニーズの調査・分析

カンボジアの当該セクターに関連するジェンダー政策を確認する。住民移転が発生する場合には、その影響は男女で異なることが予見されるため、移転計画支援においては、以下のようない点に留意する。

- ・住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- ・男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握
- ・寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がある場合、特別保証措置の検討。
- ・補償金が支払われる場合、支払方法の検討（男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等の事例もある。）

#### (20) 気候変動適応策への対応

本事業は気候変動の「適応」に資する可能性がある。例えば、気候変動による影響により海面上昇や高潮・高波の頻度や強度の増加等が引き起こされ各種構造物の安全性が影響を受けることが懸念される場合、護岸施設・港湾施設等の整備・強化・嵩上げ等を行い港湾施設の防災能力を高め、気候変動による施設や資機材への被害、浸水が軽減され港湾機能が維持されることで適応事業として位置づけられる可能性がある。このため、「JICA気候変動対策支援ツール」<sup>1</sup>を参照し、本事業における適応策を検討した上で、報告書にとりまとめることとする。

なお本事業の事業概要を踏まえ、気候変動への「適応」に資すると判断できない場合は、JICAと協議の上、その旨を報告書にまとめることとする。

#### (21) 提言

事業評価に基づき、事業実施にあたって必要な提言を行う。また、本事業の実施にあたって予想されるプロジェクトリスクを、リスク管理シート（別紙3）のフォーマットを使用して洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策についても提案する。さらに、本事業における他ドナー、及び民間事業者との連携方法についても提案する。

#### (22) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成

調査結果を取りまとめたDF/Rを作成する。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### (23) 民間事業者向けの説明会の実施

日本の民間事業者に本事業を広く周知することを目的に、DF/Rの内容をまとめた事業概要説明会（100名規模）を行う。会場はJICAが手配するため、見積りは不要。資料作成費のみ見積もること。

<sup>1</sup> [http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) にて公開されている。

#### (24) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

DF/R を PAS 側関係者に説明し、合意を得る。

#### (25) ファイナル・レポート(F/R) の作成・提出

DF/R に対する先方政府及び JICA からのコメントを検討の上、必要な箇所について修正し、F/R を作成する。

### 7. 成果品等

#### (1) 報告書・技術成果品

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、4) ファイナルレポートとし、その提出期限は 2017 年 1 月 31 日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

##### 1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 10 日以内

提出部数：英文 15 部、電子データ

##### 2) インテリムレポート

記載事項：基礎情報の整理、サイト状況調査、概略設計、事業スキームの検討、財務分析、環境社会配慮のうちカテゴリ見直しに必要な情報等の調査結果の中間報告、次期現地調査での検討事項など。

提出時期：2016 年 8 月上旬

提出部数：英文 15 部、電子データ

##### 3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2016 年 10 月下旬

提出部数：英文 15 部、電子データ

##### 4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：2017 年 1 月末

提出部数：英文 30 部、CD-R 3 部

簡易製本版(注)：英文 5 部、CD-R 3 部

(注) ファイナルレポートは製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対

象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

## 5) ファイナルレポート（和文要約）

提出時期：2017年1月末

提出部数：5部、電子データ

### （2）その他の提出物

#### （ア）議事録等

各報告書に係る同国政府や本邦企業との協議概要を協議議事録（M/M:Minutes of Meeting）に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAカンボジア事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料をJICAに提出すること。

#### （イ）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に關し、業務従事月報を作成し、翌月15日までに監督職員又は分任監督職員に提出する。

#### （ウ）概略事業費詳細

#### （エ）コスト縮減検討

#### （オ）リスク管理シート

#### （カ）Safety Control System Checklist

#### （キ）環境社会配慮関連資料

環境管理計画及びモニタリングフォーム計画、スクリーニングフォーム、環境チェックリスト、簡易住民移転計画案および関連の調査結果資料をJICAへ提出する。

#### （ク）調達方法(案)

事業実施に際しての調達方法の考え方を整理してJICAへ提出する。

#### （ケ）本邦技術の比較優位及び本事業への適用

#### （コ）デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの事業効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料をJICAへ提出する。

#### （サ）その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

### （3）報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの

編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

#### (4) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、データ及びリスト一式（JICA 図書館定型フォーム）を調査終了後 JICA に提出する。

#### (5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務の工程**

本調査は、2016年3月上旬に開始し、約12ヶ月後の2017年2月下旬の終了を目指とする。調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びカンボジア側関係者と協議の上で変更できる。

#### **2. 業務量の目途及び業務従事者の構成**

##### **(1) 業務量の目途**

全体で38MMとする。

##### **(2) 業務従事者の技術分野**

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（3号）
- 3) 環境・社会配慮（3号）
- 4) 施工計画／積算
- 5) 道路・橋梁計画／設計
- 6) 運営・維持管理
- 7) 荷役機械
- 8) 経済・財務分析／PPP
- 9) 需要予測
- 10) 自然条件調査

#### **3. 相手国の便宜供与**

カウンターパートの配置、関連情報はPASより提供。

#### **4. 貸与資料及び参考資料**

##### **1) 貸与資料**

以下の資料をJICA東南アジア・大洋州部東南アジア第二課(03-5226-8960)にて貸与可能。

- ・PAS作成のプレF/S報告書
- ・シハヌークビル港多目的ターミナルに係る案件形成促進調査最終報告書

##### **2) 参考資料(JICA図書館ウェブサイトより閲覧可能)**

- ・シハヌークビル港整備計画調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000092464.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000092465.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000092466.html>

- ・首都圏シハヌークビル成長回廊地域開発調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159838.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159839.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159840.html>

- ・海運・港湾セクタマスター プラン調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172537.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172538.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172539.html>

- ・シハヌークビル開発基本計画及び沿岸地域開発基本構想策定プロジェクト

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254437.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254438.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254439.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254440.html>

- ・シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005177.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005179.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005180.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005181.html>

- ・プノンペン新港経済特区・関連施設建設事業準備調査 (PPP インフラ事業)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013602.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013603.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013605.html>

## 5. カウンターパート

PAS 職員がカウンターパートとして配置される予定。

## 6. 現地再委託

「第 2～6. 調査の内容」のうち、以下の項目については、調査実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

- (1) 自然条件調査
- (2) 環境影響調査
- (3) 社会配慮調査
- (4) EIA 作成・承認取り付け支援

## 7. 調査用資機材

- (1) コンサルタントに購入・購送業務を委託する資機材

JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、購入された資機材は、JICA より受注者への貸与とする。受注者は、JICA の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) JICA が別途購入し、受注者に貸与する機材  
特に想定していない。

## 8. その他の留意事項

(1) 通訳傭上および翻訳費

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。カンボジア語 ⇄ 英語（もしくは日本語）通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。また、資料の翻訳費についても見積りに計上すること。

(2) 関係者との連絡

先方関係機関やJICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(3) ステークホルダー協議について

ステークホルダー協議の開催費用については、原則先方負担とする。

(4) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在カンボジア日本大使館、JICA カンボジア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

(6) 不正腐敗の防止

本事業の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

**別紙1 本邦技術の検討**

**1. 技術仕様比較**

主要技術仕様	A社	B社	C社
技術a			
技術b			
技術c			

**2. 納入実績**

項目	A社	B社	C社
納入実績			
海外納入実績			
東南アジア納入実績			
カンボジア納入実績			

## **別紙2 自然条件調査仕様書**

### **1. 目的**

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

### **2. 調査項目**

#### **(1) 地形測量**

調査目的：構造物の平面計画及び道路計画を検討するために必要な情報を把握する。  
調査内容：平板測量等  
成果品：地形図

#### **(2) 地質調査**

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。  
調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等  
成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

#### **(3) 水質調査**

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。  
調査内容：pH、塩分濃度、溶存酸素量（DO）、科学的酸素要求量（COD）等  
成果品：試験結果

#### **(4) 底質調査**

調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握すると共に、施工時の底質管理のベースラインとする。  
調査内容：底質採取及び分析、重金属分析、潜水観察等  
成果品：分析結果、観察結果

以上

### 別紙3 リスク管理シート

#### Risk Management Framework

Project Name:

Country:

Sector:

Potential project risks	Assessment
1. Stakeholder Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures: Action during the implementation: Contingency plan (if applicable):
2. Executing Agency Risk 2.1. Capacity Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures: Action during the implementation: Contingency plan (if applicable):
2.2. Governance Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures: Action during the implementation: Contingency plan (if applicable):
2.3. Fraud & Corruption Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:  Mitigation measures: Action during the implementation: Contingency plan (if applicable):
3. Project Risk 3.1. Design Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L Analysis of probability and impact:

	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
3.2. Program & Donor Risk  (Description of risk)	Probability: H/M/L  Impact: H/M/L  Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
3.3. Delivery Quality Risk  (Description of risk)	Probability: H/M/L  Impact: H/M/L  Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
4. Other Risk  (Description of risk)	Probability: H/M/L  Impact: H/M/L  Analysis of probability and impact:  Mitigation measures:  Action during the implementation:  Contingency plan (if applicable):
5. Overall Risk Rating  (Overall comments)	Probability: H/M/L  Impact: H/M/L

1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.

以 上